令和8年4月分から

「子ども・子育て支援金」が始まります

子ども・子育て支援金制度は、子どもや子育て世帯を社会全体で支える仕組みです。令和8年4月分から、健康保険料・介護保険料に上乗せする形で、健保組合などの医療保険者による支援金の徴収が始まります。

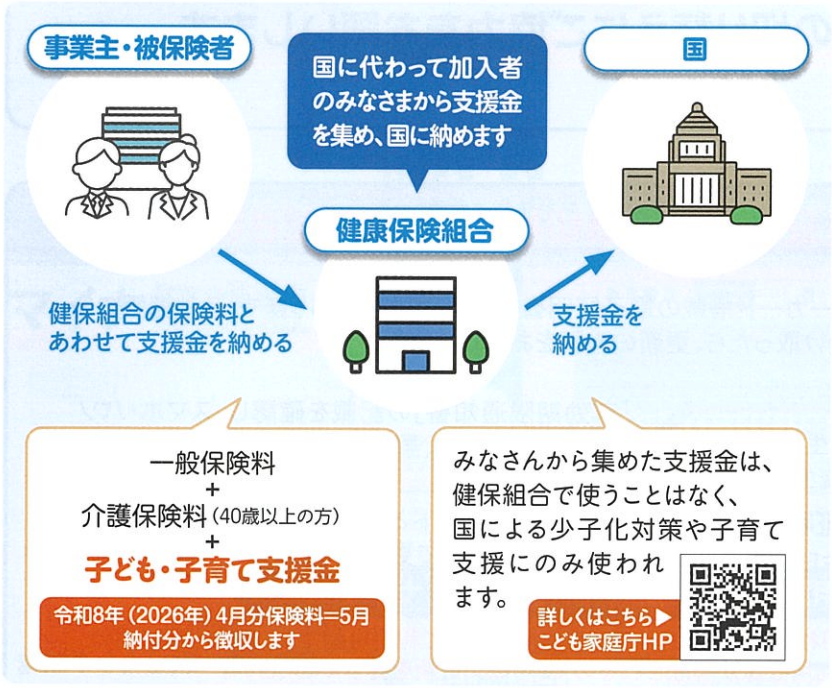

支援金はこんなことに使われます

国が実施する「こども未来戦略（加速化プラン）」に使われます。

- 児童手当をより手厚く
- 妊婦さんの経済的支援
- 育休手当の給付率アップ
- 時短勤務時の収入減カバー
- こども誰でも通園制度
- 自営業・フリーランス等の方の育児期間中の国民年金保険料免除

どのくらい負担するの？

▼子どもがいる・いない等に関係なく、事業主とすべての被保険者が負担の対象となります。

▼支援金の負担額は、
標準報酬月額×支援金率
※賞与にもかかります。

▼支援金率は令和8年度（0.3%程度）から令和10年度（0.4%程度）にかけて段階的に上がり、令和10年度を最大規模としています（右肩上がりで増えることはありません）。

被保険者一人あたりの負担額（2026年度）

例 月給（標準報酬月額）30万円、支援金率0.3%と仮定した場合の月額

30万円×0.3%＝900円／月

事業主と被保険者で折半

事業主	被保険者
450円	450円